

浜松市鳥獣飼養登録事務処理要領

この要領は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録に係る事務処理について定めるものである。

なお、本文中に引用する法令等については、次のように略す。

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）については、以下「法」という。
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）については、以下「省令」という。
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年静岡県規則第 44 号）については、以下「細則」という。

第 1 鳥獣飼養登録の基準

1 飼養登録対象鳥獣

法第 9 条第 1 項の規定により捕獲した鳥獣のうち狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。）についてのみ、飼養登録の対象とする。（法第 19 条第 1 項）

したがって、外国から輸入した鳥獣又は適法に飼養している鳥獣から生産された鳥獣については、飼養登録は必要ない。

2 飼養登録対象者

飼養登録対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 法第 9 条第 1 項の許可を受けて当該鳥獣の捕獲をした者又はこれらの者から当該鳥獣を譲り受けようとする者。ただし、新規に申請する場合は、法第 9 条第 1 項の許可を受けて当該鳥獣の捕獲をした者に限る。
- (2) 愛がんを目的として飼養する場合は、過去 1 年以内に愛がん飼養の目的で法第 9 条第 1 項の規定に基づく飼養登録を受けていたことがない者
- (3) 法第 40 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する者が飼養登録を受けようとする場合は、適切な飼養管理をすることが可能であると認められる者

3 飼養登録有効期間

登録の日から 1 年とする。（法第 19 条第 4 項）

なお、登録の有効期間は申請により更新することができる。（法第 19 条第 5 項）

第 2 登録の手続等

1 鳥獣飼養登録の新規申請

鳥獣の飼養登録を新規に受けようとする者は、鳥獣飼養登録申請書（細則様式第 5 号）に当該鳥獣の捕獲許可証の写しを添えて、捕獲許可証有効期間満了後 30 日以内に市長

に提出するものとする。

2 登録票の交付

- (1) 申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は省令第 20 条第 3 項に定められた登録票を 1 羽又は 1 頭ごとに交付する（省令第 20 条第 2 項）
- (2) 飼養に係る登録票には、申請者が保有する登録票（以下「保有登録票」という。）、鳥に装着する足環状の登録票（以下「装着登録票」という。）及び獣の容器につける登録票の 3 種類があり、鳥類にあつては保有登録票と装着登録票が、獣類にあつては保有登録票と獣の容器につける登録票がそれぞれ一体として飼養登録票となる。（省令第 20 条第 3 項）
- (3) 保有登録票は、鳥獣飼養登録台帳（以下「飼養台帳」という。様式第 1 号）に契印し、鳥類にあつては装着登録票又は獣類にあつては獣の容器につける登録票（以下「装着登録票等」という。）とともに申請者に交付する。このとき、保有登録票と装着登録票等の交付番号は、同一とする。
- (4) 装着登録票等は交付時に、交付場所である浜松市役所窓口において申請者本人の手で飼養する鳥又は獣の容器に装着させる。この時、申請者だけでは装着が困難で当該登録票の交付事務担当職員が装着の委任を受けた場合は、必ず委任状を提出させてから装着すること。なお市役所窓口において装着することが困難な場合は、申請者等が適切に装着登録票等を装着したこと（登録票が装着されていること）を当該登録票の交付事務担当職員が確認した後、保有登録票を交付する。
- (5) 保有登録票は、常に籠等の飼養容器に着けておくように指導する。
- (6) 飼養登録を受けた者に対しては、他人に当該鳥獣を譲渡し又は引渡す場合は登録票とともにに行い、その相手に法第 20 条第 3 項の届出を了知させるよう指導する。

3 登録票の有効期間の更新

- (1) 登録票の有効期間を更新しようとする者は、登録期間満了前に鳥獣飼養登録更新申請書（細則様式第 6 号）、保有登録票とともに市長に提出するとともに当該鳥獣を市役所窓口を持参する。
- (2) 市長は、前号の規定による申請を受け付けたときは、飼養鳥獣の装着登録票等の装着状態を確認したうえで、新規申請に準じて飼養台帳に必要事項を記載し、保有登録票を交付する。なお、市役所窓口当該鳥獣を持参することが困難な場合は、当該登録票の交付事務担当職員は適切に装着登録票等が装着されていることを確認した後、保有登録票を交付する。

4 譲受け又は引受け

- (1) 既に飼養登録を受けた鳥獣を譲受け又は引受けをした者は、鳥獣飼養者変更届出書（細則様式第 7 号）に当該登録票を添えて、譲受け又は引受けのあった日から 30 日以内に市長に提出するものとする。（法第 20 条第 3 項）
- (2) 市長は前号の規定による届出を受け付けたときは、登録票の裏面の該当欄に受領年

月日並びに譲受又は引受けた者の住所及び氏名を記入し、事務担当者は「押印」欄に譲渡人の居住地が譲受人と同一市町村でない場合にあっては、当該登録票を交付した行政機関の長に対し飼養者変更の届出を受け付けた旨を通知するとともに、当該鳥獣の飼養台帳の写しの送付を受け、台帳の整備をすること。

第3 その他の手続き

1 住所等の変更の届出

- (1) 省令第20条第5項の規定による届出は、住所など変更届出書（細則様式第3号）に当該登録票を沿えて、変更後2週間以内に市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号に規定する届出を受け付けたときは、保有登録票及び飼養台帳に変更内容及び訂正年月日を記載するものとする。
- (3) 住所変更の場合において、申請者の旧住所地が新住所地と同一市町村でない場合にあっては、当該登録票を交付した行政機関の長に対し変更の届出を受け付けた旨を通知するとともに、当該台帳の写しの送付を受け、台帳の整備をすること。

2 亡失届

- (1) 省令第20条第6項の規定による届出は、狩猟免状等亡失届出書（細則様式第3号）により遅滞なく当該登録票を交付した市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号に規定する届出を受け付けたときは、当該亡失者の事項を飼養台帳から抹消し、当該鳥獣については放鳥獣させるものとする。ただし、申請者が次に掲げる登録票の再交付を希望する場合は、この限りではない。

3 再交付

- (1) 法第19条第6項の規定による再交付を受けようとする者は、狩猟免状等再交付申請書（細則様式第3号）により当該登録票を交付した市長に申請するものとする。
- (2) 市長は、前号に規定する申請を受け付けたときは、飼養台帳に必要事項を記載し同一番号の登録票を交付するものとする。ただし、この場合の有効期間は、すでに交付された登録票の残期間とする。

4 返納

法第21条第1項の規定により登録票の返納を受け付けたときは、飼養台帳に必要事項を記載したのち、登録票は廃棄処分とする。

5 手数料

登録票の交付、更新又は再交付に当たっては、条例により当該事務に係る手数料をその納付方法とともに定めて納付させることができる。なお手数料は3,400円とする。

附 則

この要領は平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月16日より施行する。

様式第1号

台帳番号第 号		原交付年度			
鳥 獣 飼 養 登 録 台 帳					
鳥 獣 の 種 類		捕獲許可年月日及び許可番号		捕獲許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	
雄		（ ）		TEL	
雌					
登録票番号	登録票交付者	有効期間	新規・更新・再交付の別及び申請者氏名	譲受若しくは住所変更又は返納等の年月日	譲受又は住所等変更した者の住所及び氏名
備 考					

注：返納及び亡失の場合は，その理由を（ ）書きとすること。